

自衛隊ヘリコプターの機体の一部の落下事故に関する意見書

去る3月6日午後6時50分ごろ、鹿児島県の沖永良部島分屯基地近くの上空で、航空自衛隊那覇基地所属の大型輸送ヘリコプターCH47Jの機体後部から、縦約1.6メートル、横約2.4メートル、重さ約31キログラムで強化プラスチック製のカーゴドアが落下した。

落下したドアは、翌7日の朝に同分屯基地ヘリポート近くの町有地の草地で発見された。周辺に民家はなく、けが人や民間地への被害は確認されていない。

事故を受け、防衛大臣は原因究明と再発防止を表明し、航空自衛隊と陸上自衛隊に対し、全ての同型機のカーゴドアの点検を指示したとのことである。

自衛隊機をめぐっては、去る2月、陸上自衛隊のヘリコプターが佐賀県の民家に墜落、炎上したほか、北海道や大阪の基地に所属するヘリコプターからの部品の落下や紛失など、事故やトラブルが相次いでいる。

県内では、自衛隊那覇基地所属の輸送ヘリやF15戦闘機による那覇空港でのトラブルも発生しており、また、米軍所属のヘリコプターやオスプレイなどによる不時着や部品落下事故も頻発している中、同基地所属ヘリコプターの機体の一部の落下事故の発生は、基地周辺住民を初め多くの県民をさらに不安にするものである。

政府においては、県民の懸念の払拭に全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命や財産と生活の安定を守るため、自衛隊ヘリコプターの機体の一部落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 機体の一部落下事故の原因究明と調査結果の公表を行うこと。
- 2 機体の一部落下事故の再発防止に努め、安全確保に向けた万全の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
防 衛 大 臣
沖 縄 及 び 北 方 対 策 担 当 大 臣
航 空 自 衛 隊 南 西 航 空 方 面 隊 司 令 官

宛て